



2017年4月28日

各 位

会 社 名 株式会社村田製作所  
代表者名 代表取締役社長 村田 恒夫  
(コード:6981、東証第1部)  
問合せ先 広報室長 生 嶋 匠  
(TEL. 075-955-6786)

## 譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2017年4月28日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度の導入に関する議案を2017年6月29日開催予定の第81回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度を導入する理由

対象取締役に対し譲渡制限付株式を割り当て、当社株式を保有させることで当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、本制度を導入するものです。

#### 2. 本制度の概要

##### (1) 取締役の報酬額と交付株式数

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を割り当てるために金銭報酬債権を付与し、対象取締役は当該金銭報酬債権を現物出資することで当社の普通株式の発行又は処分を受けるものです。当社の監査等委員でない取締役の報酬額は、2016年6月29日開催の第80回定時株主総会において、年額7億円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認頂いておりますが、この報酬枠とは別枠で譲渡制限付株式の交付を目的として年額3億円以内の報酬を支給することにつき、本株主総会において株主の皆様にご承認をお願いする予定であります。各取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。但し、監査等委員でない取締役のうち社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

また、本制度により発行又は処分される当社普通株式の総数は、年60,000株以内（但し、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。）とします。なお、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株

式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役特に有利な金額とならない範囲において取締役会にて決定いたします。

（２）譲渡制限付株式割当契約について

本制度に基づき当社の普通株式の発行又は処分をするにあたり、当社と対象取締役の間で譲渡制限付株式割当契約を締結することといたします。本契約の主な内容は次のとおりです。

① 対象取締役は一定期間、割当てを受けた株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと。

② 一定の事由が生じた場合には当社が無償で株式を取得すること。

対象取締役が割当てを受けた当社の普通株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

**3. 当社執行役員に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入について**

本株主総会において本制度の導入について株主の皆様にご承認いただくことを条件に、当社の執行役員に対しても本制度と同内容の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

以 上